

高 福 第 4 0 号  
令 和 8 年 4 月 8 日

各老人福祉施設 施設長 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長  
(公印省略)

令和8年度ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰等の推薦について(照会)

本県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

厚生労働省から、令和8年度ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰等の推薦依頼がありました。

つきましては、貴施設においてボランティアを行っている個人・団体で該当者がいる場合は、下記事項に御留意の上、推薦調書等の提出をお願いいたします。要綱・様式等はホームページを御確認ください。

#### <掲載URL>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kenko/koresha/joho/tsuchi-annai/hyosho/r8borantexia.html>

ページ番号：281529

さいたま介護ねっとの4月9日付け新着情報からもアクセスできます。

#### 記

##### 1 被表彰者等の範囲

福祉分野等のボランティア活動、又はボランティア活動への支援を行っている者であって、その功績が特に顕著なものとして、次の各号のいずれかに該当するもの。

ただし、主たる活動が他の大臣表彰制度の対象とする分野である場合を除く。

##### (1) 個人

ボランティア活動を行う個人であること。

##### (2) グループ・団体等

ア ボランティア活動を行うグループ・団体、住民参加型福祉サービス団体、生活協同組合、農業協同組合、企業、労働組合等であること。

イ 従業員、組合員等が行うボランティア活動への支援を行う企業、労働組合等であること。

## 2 被表彰等候補者の選定基準

### (1) 表彰

表彰を受ける候補者は、前記1に掲げる者であって、次のア及びイに該当するものとする。

#### ア 活動年数等

##### (ア)個人

過去20年以上にわたり率先して活動を行い、引き続き現在も活動を行っている者、又は過去15年以上にわたり率先して活動を行い、引き続き現在も活動を行っている者であって、その活動が他の模範となるもの。

##### (イ)グループ・団体等

過去10年以上にわたり率先して活動又は支援を行い、引き続き現在も活動を行っている者であって、その活動が他の模範となるもの。

#### イ 表彰歴

##### (ア)表彰対象者

過去において、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長から、福祉分野等のボランティア功労者としての表彰を受けている者。

ただし、表彰制度を設けていない都道府県、指定都市又は中核市で、本要綱の要件に合致する対象者がいる場合において、表彰制度を設けるまでの間はこの限りでない。

##### (イ)表彰対象除外者

過去において、

a 叙勲を受けている者。

b 福祉分野等のボランティア功労者として、褒章条例による藍綬褒章、黄綬褒章、緑綬褒章を受けている者。

c ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰又は感謝状(感謝状を受けてから5年未満の場合に限る。)を受けている者。

### (2) 感謝状の贈呈

感謝状の贈呈を受ける候補者は、前記1に掲げる者であって、次のア及びイに該当するものとする。

#### ア 活動年数等

##### (ア)個人

過去10年以上にわたり率先して活動を行い、引き続き現在も活動を行っている者であって、その活動が顕著なもの、又は過去5年以上にわたり率先して活動を行い、引き続き現在も活動を行っている者であって、その活動が特に顕著なもの。

##### (イ)グループ・団体等

過去5年以上にわたり率先して活動又は支援を行い、引き続き現在も活動を行っている者であって、その活動が顕著なもの。

## イ 表彰歴

### (ア) 表彰対象者

過去において、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長から、福祉分野等のボランティア功労者としての表彰を受けている者、又はそれに相当する程度の特にと顕著な活動が認められる者。

### (イ) 表彰対象除外者

過去において、

a 叙勲を受けている者。

b 福祉分野等のボランティア功労者として、褒章条例による藍綬褒章、黄綬褒章、緑綬褒章を受けている者。

c ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰又は感謝状を受けている者。

## ※新型コロナウイルスの影響による活動実績の取り扱いについて

前記2のうち、「引き続き現在も活動を行っている者」の取り扱いについては、新型コロナウイルスの影響に伴いボランティア活動が制限された期間がある場合、その期間は除算した上で、ボランティア活動の制限前の活動実績と活動再開後の実績の合計で活動年数・活動頻度が上記要件を満たした時点で推薦を行うこと。ただし、活動再開後1年間で上記活動年数等を満たした場合に推薦可能とする。

除算期間が新型コロナウイルスの影響による場合、理由書を提出すること。

## ※活動年数等について

要綱により、一定期間の活動年数があることが要件とされていますが、その評価は、単に活動年数だけでなく、その間の活動頻度も勘案することとされています。

したがって、次のような場合は表彰の対象とされませんので、推薦の際には御留意をお願いします。

### (1) 表彰

#### ア 個人

○ 活動年数が20年以上の者であっても、活動頻度が原則月1日に足りない場合

○ 活動年数が15年以上20年未満の者であっても、活動頻度が原則週1日に足りない場合

#### イ グループ・団体等（ボランティア活動への支援を行っている者を除く。）

○ 活動年数が20年以上の者であっても、活動頻度が原則月1日に足りない場合

○ 活動年数が15年以上20年未満の者であっても、活動頻度が原則月2日に足りない場合

○ 活動年数が10年以上15年未満の者であっても、活動頻度が原則週1日に足りない場合

(2) 感謝状

ア 個人

○ 活動年数が10年以上の者であっても、活動頻度が原則月2日に足りない場合

○ 活動年数が5年以上10年未満の者であっても、活動頻度が原則週1日に足りない場合

イ グループ・団体等（ボランティア活動への支援を行っている者を除く。）

○ 活動年数が15年以上の者であっても、活動頻度が原則月1日に足りない場合

○ 活動年数が10年以上15年未満の者であっても、活動頻度が原則月2日に足りない場合

○ 活動年数が5年以上10年未満の者であっても、活動頻度が原則週1日に足りない場合

3 提出書類

(1) 推薦調書

(2) 活動実績調書

(3) 活動実績証明書

4 提出先

電子メールにて提出してください。

提出先：a3240-07@pref.saitama.lg.jp

5 提出期限

令和8年4月15日（水）

6 その他

表彰式は、令和8年11月20日（金）に浅草公会堂大ホール（東京都台東区浅草）で予定されていますが、実施の詳細が確定し次第、被表彰者にお知らせします。

担 当：施設・事業者指導担当 辰田

TEL：048-830-3247

FAX：048-830-4781